

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 8年 6月 25日

住 所 香川県高松市香南町岡1312番地7

事業者名 高松空港株式会社

代表者名 代表取締役社長
(役職名および氏名) 小幡 義樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が管理する高松空港旅客ターミナルビルは現時点で移動等円滑化基準に適合しているものの、引続き適切な維持管理に努める。また、現在施工中の増改修工事におけるユニバーサルデザインの積極的な導入について、中期的に検討する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	・現在のところ移動等円滑化基準に適合しているため、該当事項無し。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客ビル施設増改修工事 計画における基準の維持	・増改修工事対象となる施設においても、引続き公共交通移動等円滑化基準への適合を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港関係事業者間の相互 連携	・乗降時の介助、誘導その他支援及び使用器具等の情報を空港関係事業者間で共有する。 ・空港内を高齢者、障害者等が移動するための課題を共有するために、今後、空港関係事業者と共同で利用者の導線に沿った確認作業を継続して計画する

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ等における 施設情報提供	・当空港のホームページにおける高齢者や障害者等に配慮した表示の在り方及び掲載内容について、継続して検討・改善する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・社内関係部署にて、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修モデルプログラムに準拠したリカレント教育を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送による周知の実施	・高齢者障害者等用施設等の適正利用促進のため、旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送を実施することにより、空港利用者に対する周知を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・高齢者、障害者等へのソフト的な旅客支援のために、空港関係事業者と問題点や取組を共有し、継続して検討・改善する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V 計画書の公表方法

当空港のホームページ上に掲載する。

VI その他計画に関連する事項

-

- 注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。